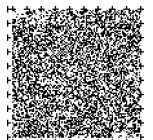
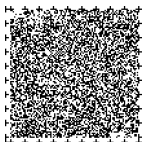




## 附 属 资 料





## 1 用語解説

### 【あ行】

#### ■インクルーシブ

「包括的な」「包み込む」という意味の言葉。あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うという意味で使われる。

#### ■SPコード（音声コード）

文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用のコード読み取り機を使い、記録されている情報を音声で聞くことができる。「バーコード」が縦の1方向に情報を持つのに対して、縦と横の2方向に情報を持っており、情報密度が高く日本語の記録も可能となっている。

### 【か行】

#### ■機能訓練

医療的なりハビリテーションを終了した人を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用して実施する訓練

#### ■救急医療情報キット

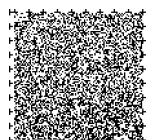
救急医療情報カードに掛かり付け医や持病、服薬などの医療情報や、緊急時の連絡先を専門の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に備えるもの

#### ■グループホーム

病気や障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが専門スタッフ等による支援を受けながら少人数で共同して、地域社会に溶け込んで生活する形態

#### ■ケアマネジメント

障害者（児）とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術



## ■高次脳機能障害

脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともある。

## ■合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害者に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

## 【さ行】

### ■児童福祉法

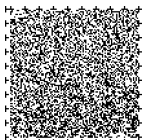
児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含む全ての児童の福祉を支援する法律。児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められた。

### ■障害者基本法

障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障害者施策を総合的・計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とした法律（平成5年施行）

### ■障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。



## ■障害者就業・生活支援センター

就業や職場への定着が困難な障害者を対象に、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関

## ■障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、「障害者基本法」の基本的理念にのっとり、福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続、地域生活支援事業、サービス整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律（平成 18 年施行）

## ■障害者総合支援法

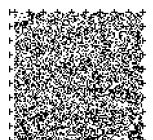
正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」を改正したもの。障害者の範囲に難病等を追加、地域生活支援事業の追加、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが行われた（平成 25 年・26 年施行）。

## ■自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービスの一つで、身体障害者向けの「機能訓練」と、知的、精神障害者を想定した「生活訓練」とに分かれる。

## ■自立支援協議会

地域における障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの



## ■成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等）の生命、身体、自由、財産等の権利を保護するための民法上の制度。自らの意思で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、補佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」がある。

## 【た行】

### ■地域活動支援センター

障害者等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所等から移行した「Ⅲ型」の3種類の類型がある。

### ■地域生活支援事業

障害福祉サービス（全国共通のサービス）等とは別に、障害者総合支援法第77、78条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」を含む。

### ■地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ。

### ■通級指導学級

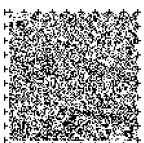
小・中学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態

### ■TCN

福生市、青梅市、羽村市をサービスエリアとするケーブルテレビ局のこと。

### ■特別支援学級

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために置かれた学級。平成19年4月より従来の特殊学級から名称が変更された。



## ■特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援する。その視点に立ち、一人一人の必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

## ■特別支援教室

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、教員が巡回して発達障害教育を実施するもので、福生市では平成 29 年度から全小学校で実施している。

## 【な行】

### ■難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、希少な疾病であって長期の療養を必要とする病気のことをいう。経過が慢性的で医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

### ■ネットワーク

各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては、「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味する。

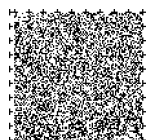
### ■ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、障害者も健常者も、全ての人が個人の尊厳を重んじられ、地域社会の中でごく普通に生活できること。また、そうしようとする考え方のこと。

## 【は行】

### ■発達障害

脳機能の障害により、心身の成長発達の途上で何らかの偏りや遅れなどがあらわれる状態を指す。平成 17 年に施行された発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。



## ■バリアフリー

「障害者等が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー Free）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いる。「心のバリアフリー」は、そのバリアフリーを心理的な面において行うことで、「人々の意識にある『障害』や、障害者（高齢者、外国人等）に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因するバリア（障壁）を取り除くこと」を意味する。

## ■PDCAサイクル

Plan/Do/Check/Action の頭文字を取ったもので、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。

## ■福祉的就労

障害等の理由により一般企業等で働くことが困難な障害者に対し、障害福祉サービスとして就労すること。

## ■福祉バス

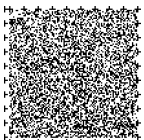
高齢者や障害者等が、市内福祉施設等をより利用しやすくするために運行するバス。利用するには利用登録証が必要

## ■ヘルプカード

何か困ったときに「手を貸してください」「〇〇してください」と自分から言えない場合、あるいは発作などで動けなくなった場合等に役立つカード。障害者や持病のある人の名前、緊急連絡先、発作の際の対応の仕方等お願いしたいことをあらかじめ書いて身につけて利用するもの。

## ■ヘルプバンドナ

災害時等に要援護者となることが想定される障害者が、避難所等においてどのような援護が必要なのか一目で分かるよう、四隅に異なる援護内容に対応した文字とマークを印字しているバンドナ。腕に巻いたり、肩から掛けたり、カバンに縛っておくなどして使用する。





## ■ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している患者、内部障害や難病の患者、精神障害、知的障害又は妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成された東京都によるマーク

## ■法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、従業員 50 人以上の事業主に雇用が義務付けられている、雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合（現在、精神障害者の雇用義務はないが、雇用率の算定時には障害者数に参入することができる。）。国、地方公共団体等は 2.3%、民間企業は 2.0%と定められている。平成 30 年 4 月より、国、地方公共団体等は 2.5%、民間企業は 2.2%に引き上げられる予定

## 【や行】

### ■優先調達法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体等の公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律（平成 25 年施行）。

### ■ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

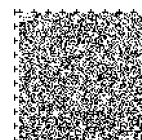
## 【ら行】

### ■ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいう。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられる。

### ■療育

心身障害児について、早期に適切な治療等を行い、障害の軽減を図りながら育成することをいう。「治療」と「育成」、「教育」等を合わせて作られた言葉



## 2 福生市地域福祉推進委員会条例

平成 16 年 3 月 30 日

条例第 13 号

### (設置)

第 1 条 市民の福祉向上を図るとともに、すべての市民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる活動への参加機会が得られるよう、地域福祉を推進するため、福生市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、市民の福祉向上と地域福祉の着実な推進を図るため、高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉、児童福祉その他地域福祉推進に必要な事項について調査、審議し、その結果を市長に報告する。

### (組織)

第 3 条 委員会の委員は、22 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者に対し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1 人以内
- (2) 福祉保健関係機関の代表 10 人以内
- (3) 医療関係機関の代表 4 人以内
- (4) ボランティア団体の代表 2 人以内
- (5) 公募による市民の代表 4 人以内
- (6) 社会福祉法人福生市社会福祉協議会の代表 1 人以内

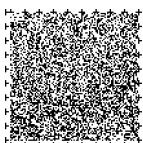
### (任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

一部改正〔平成21年条例31号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

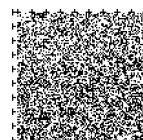
(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

附 則 (平成21年12月21日条例第31号抄)

(施行期日)

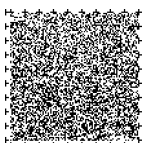
1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。



### 3 福生市地域福祉推進委員会委員名簿

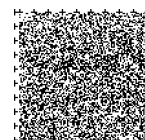
選出区分	氏名	所属団体名等	備考
学識経験者	萬 沢 明	桜美林大学非常勤講師	◎
福祉保健関係機関の代表	小 林 歌 子	福生市老人クラブ連合会	
	佐々木 和 仁	福陽会（第2サンシャインビラ）	
	菅 原 幸次郎	あすはの会（福生学園）	
	板 寺 正 行	福生市民生委員・児童委員協議会	○
	徳 田 稔	福生市手をつなぐ親の会	
	古 谷 光 好	福生市保育協議会	
	島 田 雅 由	福生市身体障害者福祉協会	
	杉 本 芳 江	福生ひまわり会（麦わら帽子）	
	清 水 忠 雄	福生市町会長協議会	
	小 林 啓 子	西多摩保健所	
医療関係機関の代表	西 村 曜	福生市医師会	
	波多野 嗣 久	福生市医師会	
	内 倉 義 宣	福生市歯科医師会	
	大 戸 規 彰	福生市薬剤師会	
ボランティア団体の代表	野 村 亮	ふっさボランティア・市民活動センター	
	須 崎 利 花	ふっさボランティア・市民活動センター	
公募による市民の代表	佐 藤 豊	公募	
	志 賀 義 幸	公募	
	濱 中 供 子	公募	
	半 澤 比呂美	公募	
社会福祉協議会の代表	小 山 招 子	福生市社会福祉協議会	

(◎：会長、○：副会長、選出区分別、敬称略)



## 4 計画策定までの経過

年月日	事項	内容
平成 29 年 5 月 17 日	第 1 回福生市 地域福祉推進委員会	○諮問 ○平成 29 年度地域福祉推進委員会スケジュール（案） について
平成 29 年 7 月 13 日	第 2 回福生市 地域福祉推進委員会	○福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画の現状と課題 について ○福生市介護保険事業計画（第 7 期）の現状と課題につ いて
平成 29 年 8 月 2 日	第 3 回福生市 地域福祉推進委員会	○第 2 回福生市地域福祉推進委員会における質問等事 項に対する回答について ○障害者計画・第 5 期障害福祉計画の取組、施策の内容 について ○介護保険事業計画（第 7 期）の取組、施策の内容につ いて
平成 29 年 9 月 27 日	第 4 回福生市 地域福祉推進委員会	○障害者計画・第 5 期障害福祉計画の骨子及びサービス 量の推計等について ○介護保険事業計画（第 7 期）の骨子及びサービス量の 推計等について
平成 29 年 10 月 18 日	第 5 回福生市 地域福祉推進委員会	○福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害 児福祉計画の素案について ○福生市介護保険事業計画（第 7 期）の素案について
平成 29 年 11 月 10 日	第 6 回福生市 地域福祉推進委員会	○福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害 児福祉計画の修正素案について ○福生市介護保険事業計画＜第 7 期＞の修正素案につ いて
平成 29 年 11 月 30 日	第 7 回福生市 地域福祉推進委員会	○福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害 児福祉計画の中間答申（案）について ○福生市介護保険事業計画＜第 7 期＞の中間答申（案） について
平成 30 年 1 月 5 日～ 1 月 19 日	計画案への市民意見の募集（パブリックコメント）	
平成 30 年 1 月 29 日	第 8 回福生市 地域福祉推進委員会	○意見募集（パブリックコメント）の結果及び意見に対 する考え方について ○障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉 計画の答申（案）について ○介護保険事業計画（第 7 期）の答申（案）について
平成 30 年 2 月 14 日	第 9 回福生市 地域福祉推進委員会	○意見募集（パブリックコメント）の結 果及び意見に対する考え方（確認）に ついて ○障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画 答申及び介護保 険事業計画（第 7 期） 答申の最終確認 について ○答申



## 5 諮問書及び答申書（写し）

写

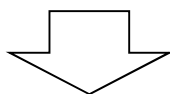
福福祉発第 57 号  
平成 29 年 5 月 17 日

福生市地域福祉推進委員会  
会長 萬 沢 明 様

福生市長 加 藤 育 男

福生市介護保険事業計画（第 7 期）及び福生市障害者計画  
・第 5 期障害福祉計画の策定について（諮問）

現行の福生市介護保険事業計画（第 6 期）及び福生市障害者計画・第 4 期障害福祉計画を見直し、平成 30 年度を初年度とする福生市介護保険事業計画（第 7 期）及び福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画を策定するに当たり、計画の基本的な考え方、内容等について、貴推進委員会の御意見を賜りたく、諮問いたします。



写

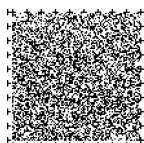
平成30年 2 月 14 日

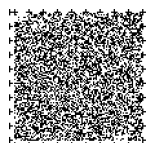
福生市長 加 藤 育 男 様

福生市地域福祉推進委員会  
会長 萬 沢 明

福生市介護保険事業計画（第 7 期）及び福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の策定について（答申）

本委員会は、平成 29 年 5 月 17 日付け福福祉発第 57 号をもって諮問された、福生市介護保険事業計画（第 7 期）及び福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の策定について、その基本的な考え方、内容等を審議した結果、意見がまとまりましたので、別紙のとおり答申します。





## 福生市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

---

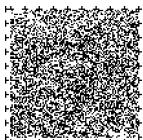
平成30年3月

発行 福生市

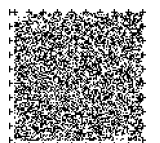
編集 福生市福祉保健部障害福祉課・社会福祉課

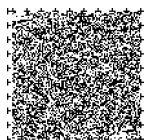
〒197-8501 東京都福生市本町5番地

TEL 042-551-1511 (代表)









この冊子は再生紙を使用しています。